**確認報告書の提出について**

* 報告書の提出を要する事業所は、令和５年4月1日までに指定を受けた吹田市内の指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所、指定介護予防支援事業所です。

◇　事業所ごとに提出期限までに吹田市電子申込システムよりご提出ください。

※但し、１名の管理者が複数の事業所の管理者を兼務している場合は、報告は１回

で結構です。その場合、電子申込システムの設問１の事業所名、設問２の事業所

番号に兼務している全てのサービスの情報を入力していただき、設問３のサービ

ス種類にて、兼務しているサービス種類を全て選択してください。

◇ 集団指導の資料内容については、事業所内で周知してください。

◇ 提出期限内に提出がない場合は、優先して運営指導を行うことがあります。

◇ 提出期限：令和５年９月３０日（土）

◇ 提出方法：電子申込システム

　 下記URLからアクセスしてください。

🔸吹田市電子申込システム　URL

吹田市ホームページ（トップページ）➔　市政➔　オンラインサービス➔　電子申込システム　➔　▶電子申込システムはこちら➔　検索キーワード入力欄

※検索キーワードに「令和5年度介護事業者等集団指導（居宅サービス事業者等分）の確認報告について」と入力して「絞り込みで検索する」をクリックしてください。

<https://s-kantan.jp/city-suita-osaka-u/offer/offerList_initDisplay.action>